

令和3年度市民税・県民税

納税通知書を6/11日(金)に発送



市民税・県民税（以下市・県民税）は、毎年1月1日時点の住所地で課税しています。納税通知書が届いたら、課税の内容を確認してください。

☎税務課

市民税係 995-1810

管理納税係 995-1811

令和2年中の所得に課税

令和3年度に課税する市・県民税の額は、令和2年1月から12月までの所得を基に計算しています。今年度は、給与所得・公的年金等にかかる雑所得の、所得控除額、基礎控除額、非課税基準額などが変更になっています。所得計算や控除の詳しい内容は、納税通知書や、市公式ウェブサイトで確認してください。※非課税の人には納税通知書を発送しません。次に該当する人は、非課税です。

- 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下
- 扶養している人がいない場合、合計所得金額が38万円以下
- 扶養している人がいる場合、合計所得金額が28万円×(1+扶養の人数)+26万8千円以下

第1期の納期限は6月30日(水)

1年分の税額は4期に分かれています。各納期限までに必ず納めてください。口座振替の場合は、各納期限に引き落としを行います。新しく口座振替を希望する人は、納税通知書の最後のページにつづられている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課か金融機関へ提出してください。

納期限／第1期▶6月30日(水)

第2期▶8月31日(火)

第3期▶11月1日(月)

第4期▶令和4年1月31日(月)

会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市・県民税は、給与から天引きされます。会社から配られる『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書』を確認してください。新たに就職した人は、納期限までに会社へ給与天引きを希望すると、支払い方法を切り替えられます。会社に納税通知書を提出し、相談してください。

公的年金からの天引き

令和3年4月1日(木)時点で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に市・県民税が課税される人は公的年金から天引きされます。ただし、次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の人
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市・県民税の年金から天引きされる金額の合計が年金より多くなる人
- 介護保険料が公的年金から天引きされていない人

他公的年金以外の給与、不動産、事業所得などから計算した分の市県民税は、年金からの天引きになりません。また、年度途中で市・県民税の金額が変更になった場合などは、年金からの天引きは中止になり、納付書または口座振替での支払いに切り替わります。

令和3年度からの新しい納付方法

令和3年度から、PayPayを利用したスマートフォン決済、クレジットカード、ネットバンキングで納付ができるようになりました。決済方法や注意事項は市公式ウェブサイトか納税通知書に同封するチラシをご確認ください。

※LINEPayは、LINE株式会社が個人情報の取り扱いについて問題を指摘されたことを受けて導入を延期しています。

システム利用料

クレジットカード納付とネットバンキング決済は、納付金額に応じて別途システム利用料が必要です。

クレジットカード納付(税込み)

納付金額	手数料
1円～10,000円	110円
10,001～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円

※以降10,000円ごとに110円を加算

ネットバンキング決済(税込み)

一律165円